

2016年3月31日

各位

株式会社りそな銀行

## 大阪信用保証協会との提携商品「事業承継関連融資」の取扱い開始について

りそなグループのりそな銀行(社長 東 和浩)は、4月1日(金)より大阪信用保証協会との提携商品「事業承継関連融資」の取扱いを開始いたします。オーナー経営者の高齢化などにより中小企業の事業承継ニーズは年々高まっており、スムーズな経営課題の解決をサポートいたします。

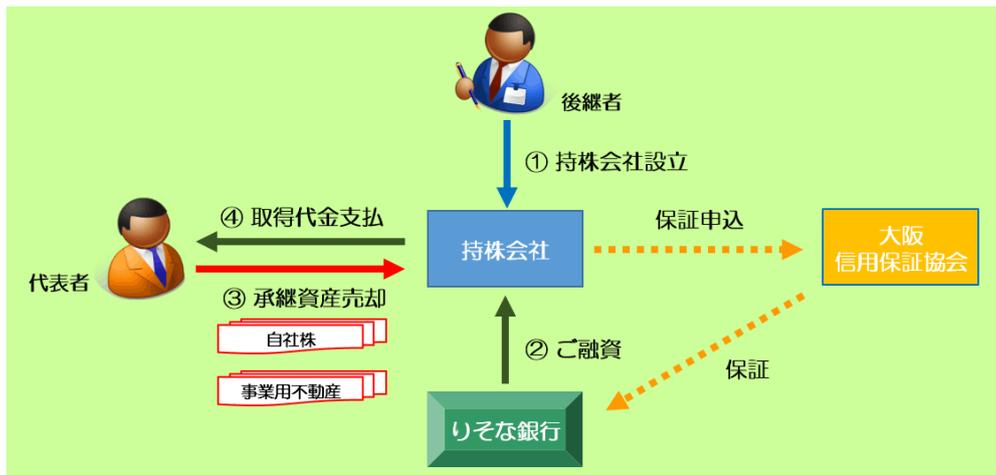
### ➤ 最長20年の長期融資が可能

事業承継に伴う調達資金では、一般的に返済原資を株式の配当金や不動産賃料収入とすることが多いため、返済期間をできるだけ長期間とした方が資金繰りは安定します。これを踏まえ、本商品は大阪信用保証協会と提携することで、返済期間を通常より長い無担保15年以内、有担保20年以内に設定。無理のない計画的な資金調達が可能といたしました。

### ➤ スピーディーな審査を実現

専用の「事業承継計画書」を制定し、事業承継に関するオーナー経営者のご意向や資金調達計画、新設会社の収支計画など案件検討に必要なポイントを定型化することで、審査の迅速化を実現しました。

### <事業承継関連融資の流れ>



- ① 後継者は持株会社を新設します。
- ② 当社は持株会社へ承継資産取得に必要な資金をご融資します。
- ③ 代表者は持株会社へ事業会社株などの承継資産を売却します。
- ④ 持株会社は調達した資金を代金として支払い、代表者より承継資産を取得します。

### <事業承継関連融資 概要>

資金用途	事業承継計画の実施に必要な以下の取得資金 ・被承継者が保有する事業会社株式または事業会社の代表者が所有する事業用不動産
融資限度額	一般保証枠2億8,000万円(うち無担保枠は8,000万円以内)の範囲内
期間	無担保:15年以内、有担保:20年以内(各々据置期間1年以内まで可)
返済方法	元金均等返済
金利	金融機関所定金利
信用保証料	大阪信用保証協会の定めによる
担保	事業会社株式取得資金:原則不要、事業用不動産取得資金:原則当該不動産
保証人	事業会社および持株会社の代表者、ならびに事業会社
その他	当社の審査のほか、大阪信用保証協会の所定の審査があります。

以上